

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

IV 賃金政策

1 人事院勧告と給与法改正

人事院勧告

人事院は、七九年八月一〇日、国会と内閣にたいして、国家公務員の給与について報告と勧告をおこなった。人事院は同日、週休二日制についての報告・勧告をもおこなった(本年鑑第三部一Ⅱ「政府の労働政策」参照)。また、八月九日、総理府総務長官にたいし、定年制について書簡を送った人事院は、その広報紙を通じ、将来、定年制が実施される場合には、公務員のライフサイクルのワク組が明確になり、それを前提とした給与制度の見直しが必要となるであろうと述べている。

給与に関する報告によれば、給与法の適用をうける一般職の国家公務員は、約五〇万人(このうち行政職俸給表(一)(二)の適用者は約二九万人)であった。七九年四月現在における行政職関係の基準内給与についてみれば(四月遡及改定分をふくめ)、七三三七円(三・七〇%)民間が公務員を上回っている。扶養家族手当、住宅手当において民間が上回っている。一方、特別給与の支給月数は均衡している。消費者物価指数は四月現在で、前年同月にたいし二・六%上昇している。標準生計費は増大している。以上のような諸事情を勘案して、報告は給与改定をおこなう必要があるとした。

勧告の主な内容は以下のとおりである。

(1)俸給表の改定——各俸給表の改定を提示しているが、それについての人事院の「説明」はつぎのとおり。

「行政職俸給表については、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の職種の職員の俸給表については、これとの権衡を基本とし、民間給与の実態をも考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行った。

なお、指定職俸給表については、昨年改定を見送ったという経緯があり、また、従来から参考としてきた民間企業の役員の報酬との間にかなりの差を生じてきている(役員報酬は、昨年五%、本年九%程度の上昇)が諸般の事情を勘案し、この際は行政職の給与改定を上回らない程度の引上げにとどめることとした。

(1)初任給については、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒(上級乙試験)九万三二〇〇円(現行九万五〇〇円)、短大卒(中級試験)八万三九〇〇円(現行八万一千四〇〇円)、高校卒(初級試験)七万八九〇〇円(現行七万六六〇〇円)とした。

(2)職種別の改善に当たっては、大学、高等専門学校の助教授以下の若手教官について義務教育諸学校等教員の給与との関係を考慮した改善を行ったほか、税務職員、公安職員及び研究員についても配慮した。

(3)各俸給表の各等級の高位号俸については、昨年に引き続きその昇給額を抑えるとともに、号俸の増設は行わないこととした。

(2)諸手当については、扶養手当の引上げ等について以下のとおり勧告している(「説明」による)。

(1)扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 一万円(現行九〇〇〇円)

配偶者以外の扶養親族のうち二人 各三〇〇〇円(現行二七〇〇円)、ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち一人は六五〇〇円(現行五五〇〇円)

なお、その他の扶養親族については、現行(一人につき一〇〇〇円)のままとした。

(2)通勤手当のうち交通機関等利用者の手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実情を考慮し、運賃相当額が全額支給限度額(一万五〇〇〇円、すえ置き)を超える場合に支給する二分の一加算の限度額を二五〇〇円(現行二〇〇〇円)に引き上げることとし、これに伴い最高支給限度額を一万七五〇〇円(現行一万七〇〇〇円)に改めることとした。

なお、自転車等の交通用具使用者の手当額については、民間において同種手当を改定した事業所の割合が少ない等の事情にかんがみ、本年は改定しないこととした。

(3)借家・借間居住者に対する住居手当について、本年五月、公務員宿舍の使用料が引き上げられたこととの均衡を考慮して、一カ月当たり七〇〇〇円(現行六〇〇〇円)を超える家賃、間代を支払っている職員に対して支給することに改めるとともに、支給月額については民間における支給額の状況等を考慮して、家賃、間代と七〇〇〇円(控除額)との差額が全額支給限度額(七五〇〇円、すえ置き)を超える場合に支給する二分の一加算の限度額を五五〇〇円(現行五〇〇〇円)に引き上げることとした。

なお、この改定によりその支給額が従来額を下回る者については、昭和五五年三月三十一日までの間、経過措置を講ずることとした。持家居住者に対する手当については、現行どおりとした。

以上のほか、医療職俸給表(一)にかかわる初任給調整手当について、本項末尾掲載のとおり勧告している。

(3)月末勤勉手当については、民間と均衡しており、年間四・九カ月の現状どおりとした。

(4)その他の重要な点としては、高年齢者について昇給停止をうちだした。

(5)改定の時期は原則として、七九年四月一日とした。

この勧告の特徴などについてみれば以下のとおりである。まず引上げ額は、報告に示されている七三七三円の民間との較差を埋めるもので、率に表示すれば三・七〇%の引上げである。時系列的には第128表のとおりとなり、これは一九六〇年以降の最低である。なお年間定昇分二・二八%、四五四五円を加えると五・九八%、一万一九一八円となる。

官民較差は、第129表のように埋められることとなり、俸給表以外では扶養手当による部分が多い。また俸給表においても、世帯形成時に対応する中位等級の改善が相対的に大きく(第130表)、行政職俸給表(一)では、五等級、六等級において三・七%、三五歳前後に見合う五等級七号俸で三・九%(最高)の引上げ率となっている。このように、全体としての改善がわずかであるなかで、生計上の負担の大きい層にたいする配慮がなされたと考えられる。他方、初任給については、民間産業における抑制気味の状況から、引上げ率は低く、前の引用のように、高卒(初級試験採用者、八等級三号俸)、大卒(上級乙種試験採用者、七等級一号俸)について、俸給月額部分につき、三・〇%の引上げとなった。

今回の勧告の他の特色は、前年の勧告で指摘した高年齢者の給与について昇給停止をうちだし

たことである。このことの運用は人事院規則によるとしているが、人事院は、勧告の解説で以下のよ
うに述べている。「措置の内容は、五六歳以上で人事院規則で定める年齢を超える職員は、特別の
場合を除き、昇給しないこととするというものですが、ただ、その実施に当たっては、当面五八歳を超
える職員の昇給を停止し、五六歳を超える職員で五八歳に達しない者については、その昇給期間を
一八月とすることとしています。なお、ここで五六歳という年齢を取り上げているのは、当該年齢が官
民の給与の逆較差の特に大きくなる年齢層であること、及び民間でも給与上の取扱いの一つの節
目とされている年齢であること等によるものです。また、この措置は、来年の四月一日から実施す
ることとしています。実施の時点で五八歳を超えている職員のうち現行の延伸措置による昇給をし
ていない職員等については、所要の経過措置を講ずることとしています」(『人事院月報』七九年一〇
月号)。

人事院勧告にたいし、公務員共闘は、官民較差五%以下でも勧告を出させたことは運動の成果で
あるが、七九春闘の民間賃上げ率が前年を上回ったにもかかわらず、勧告では低下し、史上最低と
なったことは、公務員の生活実態を無視したものである、定年制導入を意識した高齢層の給与体系
改悪などは不当であるなどの反対声明を発表した。全官公も、史上最低の勧告に不満の意をあら
わすとともに、高齢化社会を迎えての望ましい配慮がみられないと批判声明を発表した。

【人事院の給与勧告(七九年八月)】

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律を改正することを勧告する。

一 改定の内容

(一)俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。(別記略)

(二)諸手当

1 初任給調整手当について

(1)医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を一八
万五〇〇〇円とすること。

(2)医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は
歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額の限度を三万六五
〇〇円とすること。

2 扶養手当について

手当の月額を配偶者一万円、配偶者以外の扶養親族のうち二人までは各一人につき
三〇〇〇円(配偶者がいない職員の扶養親族にあつては、そのうち一人を六五〇〇円)と
すること。

3 住居手当について(略、本文参照)

4 通勤手当について(略、本文参照)

(三)その他

五六歳以上で人事院の定める年齢を超える職員は、特別の場合を除き、昇給しないものと
すること。

二 改定の実施時期

この改定は、昭和五四年四月一日から実施すること。ただし、(三)については、昭和五
五年四月一日から実施すること。

給与法改正と昇給延伸等の制度変更

政府は、七九年一月二二日の閣議において、人事院の給与勧告について、一般の公務員につ
いて勧告どおり実施する方針を決定した。しかし、一般職公務員の指定職(中央省庁の局次長、部
長以上)と特別職公務員の相当職以上の引上げ実施時期を一〇月とすること、来年度以降の定昇

制のあり方について人事院の意見を求めること、つぎの通常国会に退職手当改正法案を提出し、「民間に比較して高い」退職手当の是正を求めることを決定した。定年制および退職手当改定案は第九回国会に提出されたが不成立となった。

通常の給与改定については、第九〇回臨時国会に給与法改正案が提出され、七九年一二月一日成立、翌一二日公布施行された。改正された内容は、指定職俸給表改定の実施時期(七九年一〇月一日)をのぞき勧告どおりである。また、法律改正にともない人事院規則が改定された。そのうち重要なものは高齢職員の昇給停止に関するものである。高齢職員に関する制度変更は以下のとおりである(『人事院月報』八〇年一月号)。

(1)給与法第八条の第六項から第九項までの規定が改正され、一九八〇年四月一日以降は、五六歳以上の職員についてはその昇給期間を延伸し、人事院の定めるところにより一八月または二四月とするとともに、五六歳以上の職員のうち人事院規則で定める年齢を超える職員は昇給しないこととされた(第八条第九項新設)。ただし、当該人事院規則で定める年齢を超える職員であっても勤務成績がとくに良好である者については、人事院規則の定めるところにより昇給させることができることとされている。

今回の改正で、五六歳以上の年齢で人事院規則で定める年齢を超える職員は昇給しないこととされたが、個々の職員への昇給の急激な変化を避けるため、必要と認められる限度で所要の経過措置を講じることとされた。

(3)五六歳以上の職員の昇給に係る昇給期間、昇給しないこととなる年齢等実施の具体的内容、経過措置の適用を受ける職員の範囲及び措置の内容の詳細については、追って人事院規則で定められることとなった。

前記の規定をうけて、人事院は八〇年二月一二日、人事院規則九一八を改定した。その主要点は以下のとおりである(『人事院月報』八〇年五月号)。

(1)五六歳以上の職員の昇給期間については、五六歳に達した日後の最初の昇給にあっては一八月、その後の昇給にあっては二四月とした。

(2)昇給しないこととなる職員の年齢については、一般的には五八歳としたが、行政職俸給表(二)又は医療職俸給表(一)の適用を受ける職員については特例を設け、六〇歳とした。(以下「一定年齢」という)

(3)一定年齢を超える職員に対する経過措置については、次のとおりとした。

〈1〉施行日において一定年齢を超えている職員

(イ)一定年齢に達した日(一定年齢の誕生日の前日をいう。)に受けていた俸給月額の二段階上位の俸給月額までの昇給を認めた。

(ロ)昇給期間は、改正前の昇給延伸措置の例により、一定年齢に達した日後の最初の昇給である場合にあっては一八月、二回目の昇給である場合にあっては二四月とした。

〈2〉施行日後に一定年齢を超える職員(施行日においては一定年齢に達していない職員)

(イ)施行日の前日に受けていた俸給月額の二段階上位の俸給月額までの昇給を認めた。

(ロ)また、一定年齢に達する日以前の最後の昇給が施行日から二年以内(昭和五七年三月三十一日まで)である者については、更に一段階上位の俸給月額までの昇給を認めた。

(ハ)昇給期間は、その昇給の直前の昇給が一二月昇給である場合にあっては一八月、一八月昇給である場合にあっては二四月とした。

(4)特別昇給制度については、特別昇給が特に勤務成績の良好な職員について行われるものであることを考慮し、一定年齢を超える職員についても厳正な運用を前提として、これを適用することとした。

日本労働年鑑 第51集 1981年版
発行 1980年11月25日
編著 法政大学大原社会問題研究所
労働旬報社
* * * *年 * * 月 * * 日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
